

○農用地利用集積等促進計画(所有権の移転)に対する意見聴取について

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第3項の規定に基づき、下記農用地利用集積等促進計画(所有権の移転)の内容について、令和8年6月1日から令和8年6月8日まで利害関係人から意見を聴取します。

ご意見のある利害関係人は、上記の期間に栃木県農地中間管理機構に意見書を提出してください。

令和 8年 6月 1日

公益財団法人栃木県農業振興公社 理事長 青柳 俊明

1 地域計画の区域外

番号	所 有 権 移 転 す る 農 地		
	土 地 の 所 在	所有権移転の時期 (県公社が買う)	所有権移転の時期 (県公社が売る)
1	佐野市高山町字権現向1105番	令和 8年 6月 30日	令和 8年 8月 17日